

## 捏造・改ざん・盗用 と認定された場合のJSTにおける措置

- (1) 被認定者に係る研究課題の全部又は一部の執行停止
- (2) 申請課題の不採択
- (3) 不正行為等に該当する研究費の全部又は一部の返還
- (4) 機構の全部又は一部の事業への申請資格又は参加資格の制限
- (5) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める処分

■上記(4)における資格制限期間は右記の表のとおり

認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

JSTの競争的資金事業において上記の申請資格制限が科された場合、他の競争的資金制度(9府省所掌)においても同様の制限が一斉適用されますのでご注意ください。

申請資格又は参加資格の制限期間				
不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	(1)研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	(2)不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者 (監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が <u>大きく</u> 、又は行為の悪質性が <u>高い</u> と判断されるもの	5~7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が <u>小さく</u> 、又は行為の悪質性が <u>低い</u> と判断されるもの	3~5年
	上記以外の著者			2~3年
	(3) (1)及び(2)を除く不正行為に関与した者			2~3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあつた研究に係る論文等の責任を負う著者  (監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うものと認定されたもの)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が <u>大きく</u> 、又は行為の悪質性が <u>高い</u> と判断されるもの	2~3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が <u>小さく</u> 、又は行為の悪質性が <u>低い</u> と判断されるもの	1~2年	

国立研究開発法人 科学技術振興機構「研究活動における不正行為等への対応に関する規則  
(平成29年3月)」